

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 18 年 3 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 33 号

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成 12 年岩手県条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																																				
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第 5 条 第 3 条第 1 号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第 1 号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>408,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>482,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>560,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>651,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>760,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>868,000</u></td></tr></tbody></table> <p>2 第 3 条第 2 号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第 2 号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>336,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>375,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>405,000</u></td></tr></tbody></table> <p>3 [略]</p> <p>4 任命権者は、第 1 号任期付研究員について、特別の事情により第 1 項の給料表に掲げる号給により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる 6 号給の給料月額にその額と同表に掲げる 5 号給の給料月額との差額に 1 からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 6 条第 1 項第 10 号に規定する指定職俸給表 <u>11 号俸</u> の額未満の額に限る。）又は同号に規定する指定職俸給表 <u>11 号俸</u> の額に相当する額とすることができる。</p> <p>5・6 [略]</p>	号 給	給料月額		円	1	<u>408,000</u>	2	<u>482,000</u>	3	<u>560,000</u>	4	<u>651,000</u>	5	<u>760,000</u>	6	<u>868,000</u>	号 給	給料月額		円	1	<u>336,000</u>	2	<u>375,000</u>	3	<u>405,000</u>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第 5 条 第 3 条第 1 号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第 1 号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>399,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>461,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>524,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>610,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>711,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>812,000</u></td></tr></tbody></table> <p>2 第 3 条第 2 号の規定により任期を定めて採用された職員（以下「第 2 号任期付研究員」という。）には、次の給料表を適用する。</p> <table border="1"><thead><tr><th>号 給</th><th>給料月額</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>円</td></tr><tr><td>1</td><td><u>329,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>367,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>396,000</u></td></tr></tbody></table> <p>3 [略]</p> <p>4 任命権者は、第 1 号任期付研究員について、特別の事情により第 1 項の給料表に掲げる号給により難いときは、同項及び前項の規定にかかわらず、人事委員会の承認を得て、その給料月額を同表に掲げる 6 号給の給料月額にその額と同表に掲げる 5 号給の給料月額との差額に 1 からの各整数を順次乗じて得られる額を加えた額のいずれかに相当する額（一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 6 条第 1 項第 10 号に規定する指定職俸給表 <u>8 号俸</u> の額未満の額に限る。）又は同号に規定する指定職俸給表 <u>8 号俸</u> の額に相当する額とすることができる。</p> <p>5・6 [略]</p>	号 給	給料月額		円	1	<u>399,000</u>	2	<u>461,000</u>	3	<u>524,000</u>	4	<u>610,000</u>	5	<u>711,000</u>	6	<u>812,000</u>	号 給	給料月額		円	1	<u>329,000</u>	2	<u>367,000</u>	3	<u>396,000</u>
号 給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>408,000</u>																																																				
2	<u>482,000</u>																																																				
3	<u>560,000</u>																																																				
4	<u>651,000</u>																																																				
5	<u>760,000</u>																																																				
6	<u>868,000</u>																																																				
号 給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>336,000</u>																																																				
2	<u>375,000</u>																																																				
3	<u>405,000</u>																																																				
号 給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>399,000</u>																																																				
2	<u>461,000</u>																																																				
3	<u>524,000</u>																																																				
4	<u>610,000</u>																																																				
5	<u>711,000</u>																																																				
6	<u>812,000</u>																																																				
号 給	給料月額																																																				
	円																																																				
1	<u>329,000</u>																																																				
2	<u>367,000</u>																																																				
3	<u>396,000</u>																																																				
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																																																					

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
(一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第4項の規定による給料月額の変更)
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。)第5条第4項の規定による給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、人事委員会規則で定める。
(職員が受けていた給料月額の基礎)
- 3 前項の規定の適用については、職員が受けていた給料月額は、この条例による改正前の任期付研究員条例及びこれに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(給料の変更に伴う経過措置)
- 4 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなる職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。
- 5 前項の規定による給料を支給される職員に関する任期付研究員条例第5条第5項の適用については、同項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例(平成18年岩手県条例第33号)附則第4項の規定による給料の額との合計額」とする。
(人事委員会規則への委任)
- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。